

# 開局時間のご案内



月/水/金/第2・4火/  
第1・3・5土

9:00～18:00

木/第1・3・5火

9:00～19:00

第2・4土

9:00～12:00

日・祝日 休み

## ■ 夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～ | 土曜日13:00～ | 1月2～3日、12月29～31日は休日扱い

## ■ 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 | 平日18:00又は19:00～22:00 | 土曜12:00又は18:00～22:00 | 共通 6:00～8:00  
深夜加算 | 22:00～6:00 休日加算 | 日曜日・祝日・年末年始(12月30日～翌年1月3日)

緊急連絡先 080-3333-4512

# 医薬品の販売方法および副作用被害救済制度のご案内

## 薬局製造 医薬品

薬局製造製剤は、薬局で製造し直接販売・授与する医薬品です。販売時には**薬剤師**による対面での情報提供が必須であり、鍵付きまたは手に取れない場所に陳列し、書面等で適正使用の説明が義務付けられています。

## 要指導 医薬品

医療用から移行した特に注意が必要な医薬品です。『要指導医薬品』と表示され、手に取れない場所に陳列しています。ご購入時は**薬剤師**が書面で対面説明・販売します。

## 第1類 医薬品

使用に特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面で説明し、対面販売します。商品は直接触れられない場所に陳列されており、外箱には『第1類医薬品』と四角枠で表示されています。

## 第2類 医薬品

第2類医薬品、特に指定第2類は注意が必要です。相談カウンター近く(7m以内)に陳列。使用前に「してはいけないこと」を確認し、**薬剤師**または**登録販売者**にご相談ください。外箱には第2類、指定第2類ともに『2』を○または□で囲んで表示しています。

## 第3類 医薬品

比較的安全性の高い一般用医薬品です(要指導、第1類・第2類以外)。**薬剤師**または**登録販売者**が情報提供のうえ販売。商品は直接ご覧いただけます。外箱には四角枠で「第3類医薬品」と表示。

## 指定濫用防止 医薬品

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」は、依存や健康被害防止のため、消費者が手に取れない場所に陳列します。販売時は**薬剤師**または**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

## 健康被害 救済制度

医薬品の副作用による健康被害救済制度があります。

安全使用のため症状等をお伺いすることがあります。個人情報、個人情報保護法等に基づき適切に管理し、安全使用以外の目的で利用しません。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 | 0120-149-931

## 苦情相談窓口

秋田県薬剤師会 | 018-834-8931 大館保健所 | 0186-52-3952

## 個人情報保護方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省のガイドラインを遵守し、質の高いサービスを提供するため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底いたします。個人情報の適正な取り扱いを確保するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令およびガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理に関するルールを定め、全従業員へ遵守を徹底します。
- 適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止に努めます。
- 個人情報の取り扱い状況を定期的に確認し、継続的に改善します。
- 個人情報を取得する際は利用目的を明示し、その目的の範囲内で利用します。ただし、あらかじめご本人の同意を得ている場合や、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する際は、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を取り扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整備し、迅速に対応します。

また、以下の事項についてご本人からお申し出があった場合は、適切かつ迅速に対応いたします。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損が発生した、またはその可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取り扱いに関するご相談やお問い合わせ

# 個人情報の取り扱いについて

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための統計データまたは匿名加工情報の作成、分析および譲渡
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)

- 左記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、患者様ご本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、患者様ご本人の同意を得ることによってその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあると当薬局が判断した場合

## 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では電子薬剤服用歴(お薬の使用履歴)を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録いたします。

※個人情報は、当薬局の保護方針に基づき厳重に管理しております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。



調剤基本料	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	27点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
連携強化加算	5点

領収書とともに「調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料発行しております。ご不要な場合は事前にお申し出ください。※公費負担医療等で自己負担がない方への発行も義務付けられております。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。[処方箋受付月1,800回以下(グループで月3万5000回未満)/医薬品取引妥結率5割超/特定医療機関との賃貸借関係なし/後発医薬品調剤割合85%以上/非常時対応連携体制整備済]

当薬局には、賃上げ対象になり得る職員が勤務しており、賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。

# 当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオ後続品やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

## バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

## バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

## バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

## ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

## 在宅訪問服薬指導に関するご案内



在宅療養中で通院が困難な方を対象に、薬剤師がご自宅を訪問し、お薬の管理や服薬指導をさせていただきます。短期間のみのご利用も可能です。ご希望の際は、まずはお気軽にご相談ください。ご利用にあたっては医師の指示が必要となるため、当薬局より確認・調整を行うことも可能です。また、麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を、在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

### 介護保険の方

#### 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518 単位/回

同一建物居住者



379 単位/回(2~9人)

342 単位/回(10人以上)

1単位=10円(例:10単位の場合、1割負担で10円、3割負担で30円)。自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

### 医療保険の方

#### 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650 点/回

同一建物居住者



320 点/回(2~9人)

290 点/回(10人以上)

1点=10円(例:10点の場合、1割負担で10円、3割負担で30円)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

# 地域に貢献する薬局になるためにしていること



## 開局時間

平日:8時間以上  
土日:一定時間  
週:45時間以上



## かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



## 健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



## 医薬品備蓄

地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。



## 対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。

重要供給確保医薬品の備蓄にも努め、全国の処方せんを受け付けています。

## 在宅医療

医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



## 敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



## プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



## 副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



## ジェネリック医薬品 バイオ後続品

後発医薬品調剤割合が85%以上の基準に達しています。

当薬局は持続可能な医療のため、バイオ後続品・ジェネリック医薬品の普及に努めています。



## 情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



## 研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。

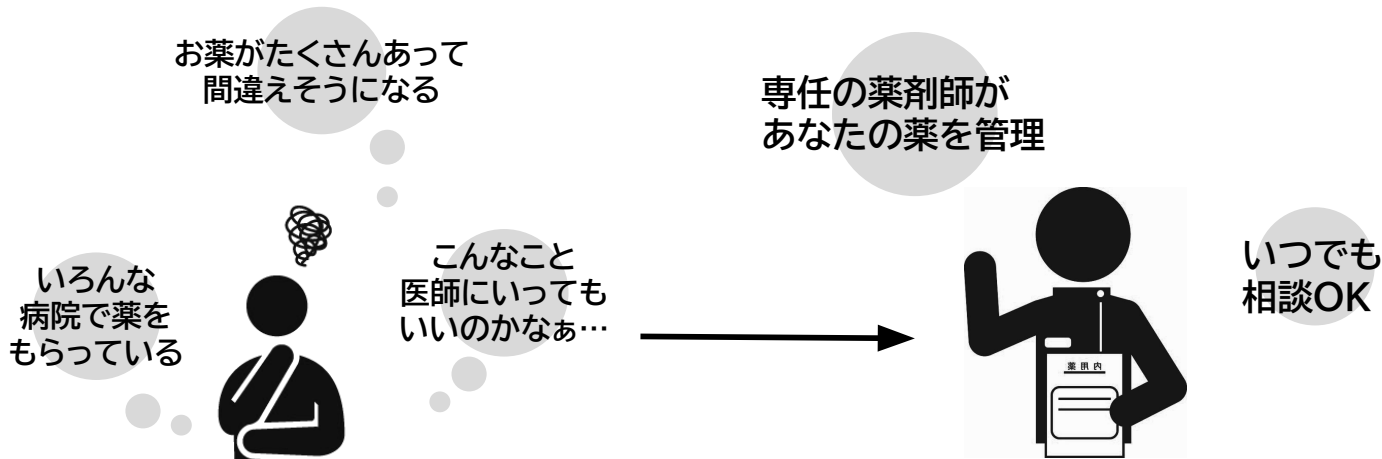


## 麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



# お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



当薬局では「かかりつけ薬剤師」を指名することが可能です。同意書へのご署名により、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験(保険薬剤師)を有し、週31時間以上勤務する薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

## 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では、健康保険(療養の給付)の対象とならない以下の項目につきましては、実費でのご負担をお願いしております。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 薬剤の容器代



- 点眼容器 5cc : 50円
- 水剤容器 30-200ml : 60円  
500ml : 150円
- 軟膏容器 50gまで : 60円  
100g以上 : 100円
- 噴霧容器 15・30cc : 60円
- スポイト 50円
- ターキー噴霧器 220円

### 患者さん希望による 甘味料などの添加



1日分につき  
50円

### 患者様希望による薬の配送



550円(大館市内)

※配送時間の指定は出来かねます。  
※配達時間の指定がある場合は、  
宅配業者へ委託、着払いでの実費  
精算となります。

### 在宅医療の交通費



100円  
(10kmあたり)

### 各種証明書



550円

※領収書の再発行は致しかねます。

### 長期収載品の選定療養



先発医薬品(長期収載品)をご希望の場合や時間外の対応(緊急時を除く)には、通常の自己負担に加え「選定療養費」がかかります。詳細はスタッフまでお尋ねください。

### 患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分  
550円

# 取扱い公費負担医療

- 生活保護法: 医療扶助
- 障害者総合支援法: 自立支援医療(精神通院・更生・育成医療)
- 児童福祉法: 小児慢性特定疾病医療支援、小児慢性特定疾患治療研究事業
- 難病の患者に対する医療等に関する法律: 特定医療費(指定難病)
- 感染症法: 結核患者の適正医療、第一種・第二種感染症等
- 戦傷病者特別援護法: 療養の給付、更生医療
- 石綿による健康被害の救済に関する法律: 医療費の支給
- その他: 特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費

## 医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

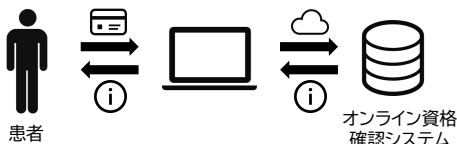
### マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



### オンライン資格確認等システムの活用

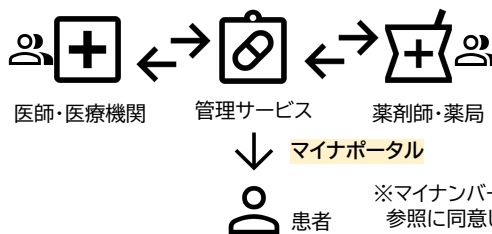
オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



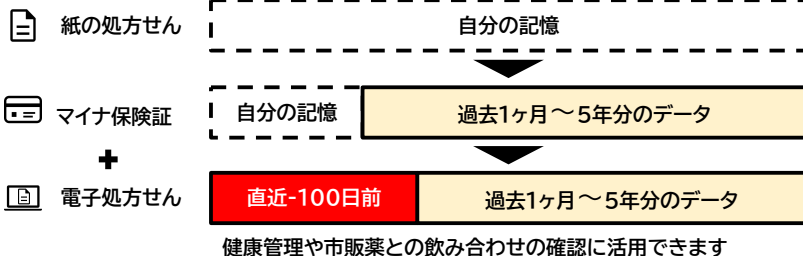
※オンライン資格確認で取得した個人情報は、保険情報の照会のみで使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

### 電子処方せんの活用

電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。



マイナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



# オンライン服薬指導のご案内



当薬局では、ご自宅にいながらスマートフォンなどを通じてお薬の説明を受け、お薬をご自宅で受け取ることができる「オンライン服薬指導」に対応しております。

## 🕒 ご予約・実施時間(事前予約制)

9:00~18:00 (月/水/金/第2・4火/第1・3・5土)  
9:00~19:00(木/第1・3・5火)  
9:00~12:00(第2・4土) (日祝休)  
予約 | クローバー薬局池内店 公式アカウント

## 👤👤 ご利用可能な通信方法

専用アプリ | LINE

## 🚚 お薬の配送方法・配送料

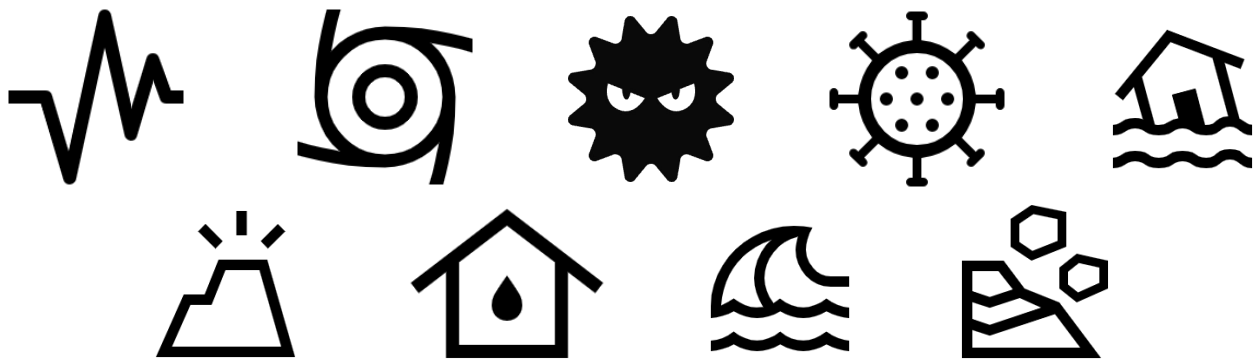
配送 | 日本郵便 又は 佐川急便  
(最短で翌日~翌々日にお届け)  
送料 | 実費

## 💳 お支払い方法(お薬代+配送料)

クレジットカード(アプリ内決済)

薬局スタッフまで、お気軽におたずねください

## 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1回以上実施
- (3) 個人防護具を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1回以上実施
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット(体外診断用医薬品)の取扱い

# 医薬品の供給に関するお願い

現在、全国的に多くのお薬が手に入りにくい状況が長期化しております。これは一部の製薬会社における製造トラブルに加え、流通面での課題や、国の供給安定化に向けた対策が十分に追いついていないことなど、構造的な問題が主な原因となっております。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整が生じた際、処方医への確認を行うため、お薬のお渡しまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

医薬品の安定供給のため、地域の薬局間での在庫融通および、医療機関との積極的な情報共有を実施しております。

## 先発医薬品をご希望の患者さんへ お薬の自己負担(長期収載品の選定療養)についてのご案内



### 長期収載品の選定療養ってなに？

先発医薬品を希望された際、価格差の一部(+税)をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。(薬剤料以外の費用は変更なし)

※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

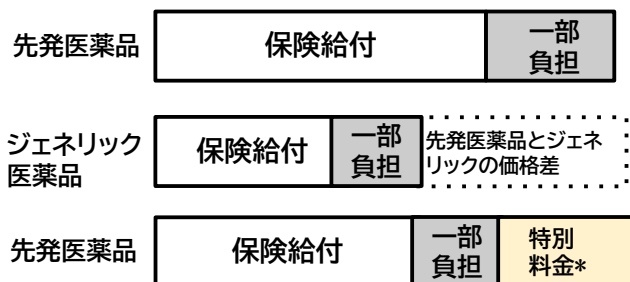
※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。



### どのくらい高くなるの？

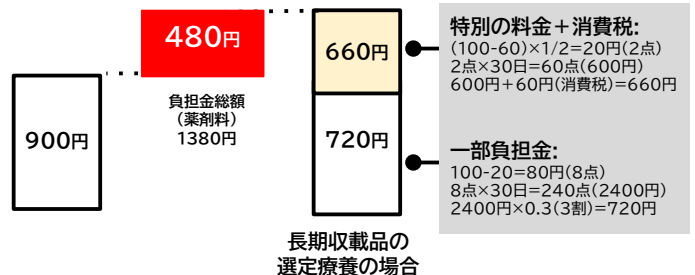
先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1(+税)が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円+消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)  
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



\*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。

患者負担の総額



将来にわたって国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

# 指定居宅療養管理指導事業者 指定介護予防居宅療養管理指導事業者 運営規程

## 第1条(事業の目的)

1. 当薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## 第2条(運営の方針)

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職

者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## 第3条(従業者の職種、員数)

### 1. 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

### 2. 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## 第4条(職務の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

## 第5条(営業日および営業時間)

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

1

# 指定居宅療養管理指導事業者 指定介護予防居宅療養管理指導事業者 運営規程

2. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## 第6条(通常の事業の実施地域)

1. 通常の実施地域は、大館市内とする。

## 第7条(指定居宅療養管理指導等の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)

・薬剤服用歴の管理

・薬剤等の居宅への配送

・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導

・使用薬剤の有効性に関するモニタリング

・薬剤の重複投与、相互作用等の回避

・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置

・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認

・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言

・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価

・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導

・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言

在宅医療機器、用具、材料等の供給

・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

## 第8条(利用料その他の費用の額)

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実

費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・100円(10kmあたり)

## 第9条(緊急時等における対応方法)

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

## 第10条(その他運営に関する重要事項)

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和8年6月1日より施行する。

2

# 指定濫用防止医薬品ご購入のみなさま

「指定濫用防止医薬品」は使いすぎると健康を損なう恐れがあります。安全にお使いいただくため、通常の市販薬をご購入の際よりもいくつかが追加で確認事項を設けております。

(※) OTC医薬品とは：医師の処方せんがなくても薬局などで購入できるお薬のことです。

**購入者が18歳未満の場合、複数個・大容量の販売はできません**

- ✓ 年齢
- ✓ 他のお薬の使用状況
- ✓ お名前（18歳未満の方のみ）
- ✓ 同じようなお薬の他店での購入歴
- ✓ 複数個・大容量サイズが必要な理由（ご希望の方のみ）
- ✓ 症状など、安全にお使いいただくための確認
- ✓ その他、情報提供に必要な事項

ご購入後の相談はコチラまで 0186-59-7290

# 指定第二類医薬品をご購入のみなさま

指定第二類医薬品は、特に注意して使う必要があるお薬です。



使う前に、必ず「使用上の注意」の「してはいけないこと」を読んでからお使いください。



わからないことや心配なことがあれば、お近くの薬剤師または登録販売者にお気軽にご相談ください。

ご購入後の相談はコチラまで 0186-59-7290

# 医薬品の適正な販売とお願い

当薬局では、お客様の安全を守り医薬品の濫用を防止するため、薬機法に基づき、指定濫用防止医薬品の販売時に年齢・購入数量などの厳格な確認を行っております。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 法令に基づく販売時の確認事項

- ご購入者様ご本人の確認  
(身分証明書のご提示をお願いする場合があります)
- ご購入の目的、症状、他店での購入状況などのヒアリング
- 原則として、お一人様1個（1包装単位）の販売とさせていただきます
- 高校生、中学生以下などのお客様への販売は、特に慎重に確認させていただきます

## 販売をお断りする場合

- 正当な購入理由が認められない場合
- 短期間に多量、または複数回の購入が疑われる場合
- 他店での購入状況について、事実と異なる申告があった場合
- 必要な確認（身分証の提示、ヒアリング等）にご協力いただけない場合
- 薬剤師・登録販売者の説明や指示に従っていただけない場合

## カスタマーハラスメント (カスハラ) への対応

カスタマーハラスメントに対しては、販売中止・退去要請・警察通報など、必要な措置を取らせていただきます。



土下座の要求など、従業員の尊厳を傷つける行為

暴言、大声、脅迫、威嚇など、従業員を怖がらせる行為

業務妨害行為（執拗な抗議・不当要求・長時間拘束など）

従業員への侮辱・個人攻撃、SNS投稿や撮影などのプライバシー侵害行為

生活保護法指定

労災指定  
薬保局  
危険